

4 総防管第 2803 号
令和 5 年 2 月 15 日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

【3 月 13 日から適用】感染拡大防止の取組について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 2 月 10 日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において基本的対処方針が変更となり、国は「マスクの着用」の考え方を見直し、令和 5 年 3 月 13 日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを決定しました。

上記の国の方針を踏まえ、2 月 14 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、3 月 13 日から感染拡大防止の取組を添付資料のとおり変更いたしました。(3 月 12 日までは 1 月末にお送りした、感染拡大防止の取組が適用されます。)

その概要は、①マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重し、②高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場面を、都民・事業者へ周知することとしています。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(電話:03-5388-0567)」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

令和 5 年 2 月 14 日付け「感染拡大防止の取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 5 年 2 月 10 日変更)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r1_050210.pdf